

# 令和4年第10回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年10月25日(火) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時20分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	欠	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第10回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中12名が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、9番 藤牧委員、10番 坂本委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第36号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第36号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。 なお、隣接する宅地103㎡を一体利用するため、計画全体の面積は442㎡となります。 申請地は〇〇の南東およそ150mの位置にある農地になります。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>認できませんでした。</p> <p>申請地の西側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲受人は〇〇町にあるアパートに家族で暮らしておりますが、子どもの成長により手狭であることや、借家住まいに不都合を感じていることから、義父が所有する申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、金融機関発行の住宅ローン事前相談結果書の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長 申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>関根委員 特に問題はないと考えています。</p> <p>議長 それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>議長 [質疑なし] よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第36号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>議長 [全員挙手] 全員賛成ということで、第36号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。 続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の西側およそ130mの位置にある農地になります。詳しくは議案書7ページの位置図、8ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地は〇〇から300m圏内にあることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可とされております。</p> <p>譲受人は町内のアパートに家族で暮らしておりますが、より良い環境で子育てをしたいと考え、交通量が少なく、役場や小学校も近い申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは9ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、金融機関発行の住宅ローン事前相談結果書の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	藤牧委員	<p>事務局の説明のとおりでよろしいと思います。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	坂本委員	<p>質問ではないのですが、説明資料に分家住宅なのかどうかとか、土地改良の実施の有無などの説明が</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第37号議案 神川町農用地利用集積計 画(案)について		無いので、その辺を資料に記載してもらえるとありがたいのですが。農振除外の際は出てくるのですが、転用では分からないので、分かるようにしてもらいたいと思います。
	事務局	承知しました。次回から記載したいと思います。 ちなみに、今回の案件では1番2番とも土地改良の区域外の農地になります。また、1番は申請者の奥様の父親の土地に住宅を建てますので、非農家の分家になります。2番は売買によるものなので分家ではなく一般の住宅になります。
	議長	ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。 第36号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第36号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
	事務局	続きまして、日程第3に移ります。 第37号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について を議題とします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書11ページをご覧ください。説明の前に議案書の訂正をお願いします。 〔訂正について説明〕 それでは、件数が多いため新規で利用権を設定する方など、主だった案件についてご説明いたします。 申請番号1番と2番は、〇〇市にお住まいの方で、梨の栽培をしています。 農機具はスピードスプレヤー、運搬機、高所作業機、草刈機をそれぞれ1台所有しているとのこと	

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>坂本委員</p> <p>議 長</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>坂本委員</p>	<p>です。新規に利用権設定の申請がありました。</p> <p>申請番号3番から6番は、〇〇町にお住まいの方で、主に水稻、さつまいもを栽培しています。農機具は田植機を1台、トラック、トラクターをそれぞれ2台、耕うん機を3台所有しているとのことです。これまで相対で借りていた父親の農地について、利用権設定の申請がありました。</p> <p>申請番号8番は、町内にお住まいの方で、主に露地野菜の栽培をしています。農機具は田植機、トラックをそれぞれ1台、耕うん機、トラクターをそれぞれ3台所有しているとのことです。これまでは相対で農地を借りて耕作しておりましたが、補助金申請のため初めて利用権設定の申請がありました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>10番の方は備考に相続予定者とありますが、これは何でしょうか。</p> <p>記載の土地所有者の〇〇さんは亡くなられておりまして、相続手続きができていないため相続予定者ということで記載してあります。</p> <p>苗字が違いますが関係はわかりますか。</p> <p>〇〇さんの甥の父親ということでして、この方が土地の管理をしているそうです。</p> <p>法令上の相続権は大丈夫でしょうか。権利の強い人がいてトラブルになっても困ると思いますが。</p>

会議事項	発言者	顛末
	松原委員	固定資産税の支払いはこの方がしているのですか。
	事務局	そこまでは確認しておりませんが、管理をしているということで伺っております。少しお時間を頂ければ税務課に確認したいと思います。
	木村委員	〇〇さんの家庭の事情でこういうことになっていると思いますが、中間管理では相続人全員の同意をもらってからでないかと借りられませんが、利用権設定して農地を荒らさないことも重要ですので、管理している方が貸すというのであればいいかなと思います。
	議 長	議事の途中ですが確認のため一時休憩とします。 〔 休 憩 〕
	議 長	再開します。事務局より確認事項について報告をお願いします。
	事務局	税務課に確認しましたので報告します。まず、この相続予定者は納税管理人にはなっておりませんでした。相続権の有無については戸籍等を確認しないと分かりませんが、おそらく所有者の妹の旦那さんのようでして、状況によっては相続できるようですが、町外の方なので詳しい情報は得られませんでした。
	木村委員	集積計画は1件だめだからといって修正することはできませんので、今回これを含めて承認するか否決するかを判断しなければいけません。所有権を移転する訳でもありませんし、ヤミ耕作でやるのも問題ですので、やむを得ないのではないかと思います。
	坂本委員	少し気になって伺いましたが、設定期間も2年と短いので一応確認したかっただけですので。

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項  閉会	議長          議長	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>いろいろご意見がありましたが、採決に移ってよろしいでしょうか。</p> <p>第37号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第37号議案については原案のとおり決定いたします。</p> <p>(なし)</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p>